

# コミュニティってなあに？



コミュニティって面倒くさそう…。  
なぜ今、地域コミュニティに  
入る必要があるの？

町には、6つの地区にコミュニティ推進協議会(コミュニティ)があります。コミュニティとは、地域の方が集まって運営している最も身近な組織です。例えば、生活する中でひとりの力では解決できないなど地域の課題解決、夜の見回り活動を行うなどの防犯活動、盆踊りなどの住民交流など、みんなで住みよくするためのさまざまな活動を行っています。

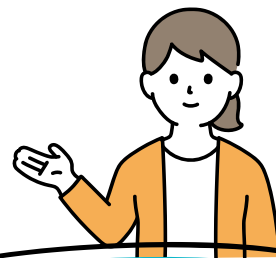
●問い合わせ 住民自治課 内線295



## 今、コミュニティが見直されています

近年、災害などをきっかけに、いざというときの助け合いや、子どもや高齢者の見守りなど、地域の絆が改めて注目され、地域の共助の力が見直されています！

子ども・高齢者の見守りや防犯パトロールなど、コミュニティ組織はこれまでさまざまな活動を通じて地域を支えてきましたが、高齢化や担い手不足、加入率の低下などの課題があります。これからも安全・安心なまちづくりを続けていくためには、多くの住民の参加、今までとは違う視点や意見など、若い力が必要です。



コミュニティ  
こんなことしてます！

### 01 / 防災訓練



災害時に大切なのが、地域の支え合いです。いざというときのために防災訓練をして、災害時に孤立しない地域づくりを目指しています。

### 02 / 防犯活動



防犯パトロールや、子どもの見守り活動を通して、安全・安心なまちづくりを行っています。

### 03 / 清掃・美化活動



毎年5月末の530（ごみゼロ）運動や花壇の整備により、きれいなまちづくりを行っています。

### 04 / お祭り・イベント



コミュニティまつりや、夏祭りを開催しています。その他にも、ウォーキング大会やハゼ釣り大会など、地区ごとにさまざまな催しがあります。

令和3年度  
愛知県  
広報コンクールで  
5年連続入賞!

● 広報ひがしうらが「特選」と「入選」を受賞!

令和3年度愛知県広報コンクールで、広報ひがしうらが広報紙部門で「特選」、広報写真部門(一枚写真)で「入選」を受賞しました! 広報紙部門では、平成29年度から5年連続の入賞です。

● 取材などご協力いただいた皆さま、ありがとうございました!

今後も皆さまに手に取っていただけるよう、まちの様々な情報や魅力、元気を伝えることができるよう努めていきます。

全国  
推薦

広報紙部門(町村部) 特選  
広報ひがしうら  
令和3年 12月号 特集  
「あたらしい学びのカタチ」



広報写真部門(一枚写真)入選  
広報ひがしうら  
令和3年 9月号 2~3ページ



コミュニティ  
を代表する

今回は森岡、緒川、緒川新田地区の  
会長さんに聞いてみた!



森岡地区コミュニティ推進協議会  
会長 水野 博隆さん

「地域みんなが笑顔で暮らせる元気なまちをつくりたい」。住民が交流連携して支え合えるコミュニティを目指して、地域をより良くするために活動しています。

森岡地区では、たこあげ大会、コミュニティまつりなど、多世代参加型のふれあいイベントを多く実施しています。また、まちづくりの分野では、ごみステーションの美化活動、止まれ(パンダ)マークなど通学路の安全対策、減災活動などをコミュニティ役員、北部中学校の生徒やPTAと協働して取り組んでいます。



緒川地区コミュニティ推進協議会  
会長 内藤 明綱さん

緒川コミュニティ発足から、35年近くが経ちました。機関紙「おがわ」第200号では記念紙面として、緒川地区の過去から現在に至るまでの街並みの変化を取り上げました。コミュニティの組織も、住みやすい街となるような変化を試みています。近年、コミュニティに防犯・防災部を設置し、防犯活動や防災訓練等をより多くの方々と行うというのがその一例です。今後は、若い世代の方々がコミュニティとどのように関わっていくかが、コミュニティ存続の大きな鍵です。楽しく有意義な活動ができることを期待しております。



緒川新田区長・卯ノ里コミュニティ推進協議会  
会長 野村 雅廣さん

緒川新田地区にお住まいの方は、ほか地区の方と違い、緒川新田区(新田区)に加入していただいております。新田区に加入した方は、卯ノ里コミュニティ推進協議会の会員にもなり、活動を通じて住民相互の親睦、福祉の増進、住みよい地域づくりを行っています。新田区では、春まつりの子どもみこしなど、コミュニティ推進協議会では、コミュニティまつり、親子体験ツアー、防犯活動などを行っています。

コミュニティ・新田区への  
加入を希望する方へ

困ったときはお互いに助け合う関係を、  
コミュニティを通じて築きませんか?

転入・転居の届出を提出するときに、住民課で配布している「転入・転居等された方へ」という用紙を住民自治課または各地区コミュニティセンターへ提出してください。詳細は、該当地区のコミュニティセンターへ  
※用紙は住民自治課(役場2階)でも配布

● 問い合わせ 各地区コミュニティセンターへ

- ・森岡 ☎83-3005
- ・緒川 ☎83-3006
- ・卯ノ里 ☎34-4822
- ・石浜 ☎83-3007
- ・生路 ☎83-3008
- ・藤江 ☎83-7950